

葉 個 審 第 1 号

平成 29 年 8 月 17 日

葉山町長 山梨 崇仁 殿

葉山町個人情報保護審査会

会 長 森 田 明

### 個人情報保護審査諮問書について（答申）

平成 29 年 7 月 13 日付け葉総第 48 号で諮問のありました、葉山町個人情報保護条例（平成 11 年葉山町条例第 16 号）の改正について次のとおり答申します。

#### I 答申

諮問にかかる葉山町個人情報条例改正については、下記の点を除き適当と認める。

##### 記

- 1 目的規定（第 1 条）を改正することについては、現時点においてその必要は認められず、不適切である。
- 2 改正後の第 48 条において「行政情報」としている点は、「審査請求にかかる個人情報」と表記すべきである。
- 3 今般の諮問にかかる改正の一環として、行政情報の定義（第 2 条第 2 項）を改正して、補助的文書を除外することは、不適切である。

#### II 理由

##### 1 改正の目的

総務部総務課文書法制係の説明によれば、諮問にかかる条例改正の目的は次の 5 点にある。そこで次の（１）ないし（５）の順で、改正内容を検討する。

- （１） 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）の改正に対応する。
- （２） 情報提供ネットワークシステムの運用開始に対応する。
- （３） 既存の条文の行政機関個人情報保護法との整合性を確保する。
- （４） 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）及び葉山町附属機関の設置に関する条例（平成 7 年葉山町条例第 13 号。以下「附属機関条例」という。）の規定との重複等を解消する。

(5) 独立行政法人及び地方独立行政法人（以下「独立行政法人」と総称する。）に関する規定漏れを解消する。

(6) その他

## 2 「(1) 個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法の改正対応」関係

### (1) 改正の趣旨

総務部総務課文書法制係は次のように説明する。

上記2法においては、①個人情報の定義の明確化（個人識別符号を含む。）、②要配慮個人情報に関する規定の新設、③非識別加工情報の仕組みの導入が改正内容となっている。これらのうち①及び②については、個人情報として保護すべき範囲が明確になり、住民の利益になることから、個人情報保護条例に反映させる。③については、神奈川県が時期尚早として導入を見送ったこと、県内外市町村で導入に積極的なものがないこと、現時点では導入による利益が町民に還元されないと考えられることから、導入を見送るのが相当であると判断した。

対象条文

|   | 改正後          | 改正前    |
|---|--------------|--------|
| ① | 第2条第3項、同条第4項 | 第2条第3号 |
| ② | 第2条第5項、第7条   | 第6条    |

### (2) 検討

ア 上記①及び②の改正点については、上記2法との整合性が得られ、個人情報として保護すべき範囲が明確になることから改正案は適当と認められる。

イ 上記③すなわち非識別加工情報の導入を見送る点について検討する。地方公共団体に非識別加工情報の仕組みを導入することについては、「官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定）、「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）、「規制改革実施計画」（平成29年6月9日閣議決定）等により、政府はこれを推進しようとしている。しかし、「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会報告書」（平成29年5月）では、「地方公共団体の規模は様々であること、非識別加工情報の仕組みでは専門的知識が必要になることなどを踏まえると、まずは準備の整った地方公共団体、個人情報ファイルから…導入していくことが適当である。」（29ページ）とされている。

非識別加工情報の仕組みの導入はいわゆるビッグデータの活用の途を開くためのものであり、それによるメリットも期待されるとともに、準備が不十分なままに導入すれば、不適切な非識別加工等により、住民のプライバシー侵害を招くおそれがあることも否定できないことから慎重に対応する必要がある。現時点では、非識別加工の技術は確立しておらず、当町においてこれに対応できる状況ではない。また、神奈川県を含め、いまだ導入に踏み切

る地方公共団体は見当たらない状況である。

よって、現時点で非識別加工情報の仕組みの導入を見送ることは適切である。

ウ なお、非識別加工情報と同様に今般の条例改正からは除外されているが、オンライン結合規定の見直し、罰則等についても今後条例改正の要否を検討する必要がある。

エ 上記「対象条文」表には含まれていないが、条例第1条の目的規定についても改正が予定されており、現行条例にある、個人の権利を明らかにすること、基本的人権の擁護、公正で民主的な市政の推進等が目的から削除されるということである。なお、この点についてはパブリックコメントでは明らかにされていない。

しかし、現時点でこのような改正をする必要性は乏しい。しかも将来非識別加工情報の仕組みを導入することとなれば、その時点で、目的に個人情報の有用性を盛り込むべきかの議論をする必要があることから、その際に目的規定全体について検討すべきであり、今般の改正の中で目的規定を改正するべきではない。

### 3 「(2)情報提供ネットワークシステムの運用開始対応」関係

#### (1) 改正の趣旨

総務部総務課文書法制係は次のように説明する。

情報提供等記録については、①目的外利用の禁止、②行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条各号に該当する場合に限り第三者に提供できること、③本人、法定代理人及び任意代理人による開示請求、訂正請求を認めること、④利用停止請求を認めないこと、⑤経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、開示手数料を減額又は免除できるようにすること、⑥他の条例による開示の実施との調整規定を設けている場合は、当該規定を適用しないこと、⑦開示・訂正決定に際し他の機関への移送を認めないこと、⑧訂正した場合に、総務大臣及び情報提供者又は情報照会者に対し通知すること、⑨定義を追加すること、⑩措置要求を行わないことを内容として個人情報保護条例を改正することが求められる。

これらのうち、⑤については、そもそも個人情報の開示手数料を徴収していないこと、⑩については、そもそも措置要求の制度がないことから、条例に規定を追加する必要がない。したがって、①～④、⑥～⑨について、規定を追加する。

対象条文

|   | 改正後     | 改正前     |
|---|---------|---------|
| ① | 第10条第1項 | 第10条第1項 |
|   | 第10条第2項 | 第10条第2項 |
|   | 第10条第3項 | 新設      |
| ② | 第10条第4項 | 新設      |

|   |             |             |
|---|-------------|-------------|
| ③ | 第 15 条第 1 項 | 第 15 条第 1 項 |
|   | 第 15 条第 2 項 | 第 15 条第 2 項 |
|   | 第 29 条第 1 項 | 第 17 条      |
|   | 第 29 条第 2 項 | 新設          |
| ④ | 第 38 条第 1 項 | 第 18 条第 1 項 |
| ⑥ | 第 52 条      | 第 27 条第 2 項 |
| ⑦ | 第 24 条      | 新設          |
|   | 第 36 条      | 新設          |
| ⑧ | 第 37 条第 2 項 | 新設          |
| ⑨ | 第 2 条第 9 項  | 新設          |

## (2) 検討

番号法の趣旨に沿った改正であり、適当と認める。

## 4 「(3)既存の条文の行政機関個人情報保護法との整合性の確保」関係

### (1) 改正の趣旨

総務部総務課文書法制係は次のように説明する。

行政機関個人情報保護法第 14 条を参考に、不開示情報の範囲を定めるものである。

行政機関個人情報保護法第 14 条の不開示情報は、情報公開法第 5 条の不開示情報と整合性をとるように規定されており、各地方公共団体の条例も、同様の形で規定される例が多く、本町においても、このように整合性を確保することが重要であると考えます。

しかし、情報公開条例第 5 条（非公開条例）と情報公開法第 5 条（不開示情報）の内容は、条例の独立行政法人に関する規定漏れ等のため一部異なっており、単に個人情報保護条例の不開示情報の規定（旧第 16 条、新第 17 条）を情報公開条例第 5 条に合わせるようにすると、独立行政法人に関する規定漏れ等が生じ、行政機関個人情報保護法と整合性がとれなくなってしまう。

そこで、個人情報保護条例の不開示情報の範囲を行政機関個人情報保護法第 14 条と整合性を確保する形で定め、情報公開条例第 5 条は情報公開法第 5 条と整合性をとるように改正する。

対象条文

| 改正後    | 改正前    |
|--------|--------|
| 第 17 条 | 第 16 条 |

## (2) 検討

ア 不開示情報の範囲の定めについて、行政機関個人情報保護法第 14 条の不開示情報の規定に整合するものにするという観点からの改正である。同条の規定を導入するとともに、条

例としての性格及び当町におけるこれまでの運用を踏まえて、従来の規定を維持しているところもあり、また改正により開示範囲が従来よりも狭くなるものではないと考えられることから、改正内容は適当と認められる。

イ 上記「対象条文」表には含まれていないが、開示請求等請求権行使の手続きについての改正が予定されている。これは行政機関個人情報保護法の規定との整合性を考慮して規定を整備したものであり、適当と認める。

## 5 「(4)行政不服審査法及び附属機関条例の規定との重複等の解消」関係

### (1) 改正の趣旨

行政不服審査法及び附属機関条例の規定との重複等の解消のための改正である。

対象条文（行政不服審査法）

| 改正後         | 改正前             |
|-------------|-----------------|
| 第 45 条      | 第 25 条の 2       |
| 第 46 条第 1 項 | 第 25 条の 3 第 1 項 |
| 削除          | 第 25 条の 3 第 2 項 |
| 第 46 条第 2 項 | 第 25 条の 4       |
| 削除          | 第 25 条の 5       |
| 第 47 条      | 第 25 条の 6       |
| 第 48 条      | 第 25 条の 7       |
| 削除          | 第 25 条の 8       |
| 削除          | 第 25 条の 9       |
| 第 49 条      | 第 25 条の 10      |
| 削除          | 第 25 条の 11      |

対象条文（附属機関条例）

| 改正後         | 改正前                 |
|-------------|---------------------|
| 削除          | 第 25 条第 1 項、同条第 2 項 |
| 第 50 条第 1 項 | 第 25 条第 3 項         |
| 第 50 条第 2 項 | 第 25 条第 4 項         |

### (2) 検討

これらの改正は、行政不服審査法及び附属機関条例の規定との重複の解消、表現の整理などのため必要なものであり、適当と認める。

なお、改正後の第 48 条において「行政情報」としている点は、この条文はいわゆるインカメラ審査について規定するものであることから、「審査請求にかかる個人情報」とすべきである。

## 6 「(5)独立行政法人に関する規定漏れの解消」関係

### (1) 改正の趣旨

総務部総務課文書法制係は次のように説明する。

現行条例には、①事業者の定義から独立行政法人を除外する規定がないので、独立行政法人が民間事業者と同様の規律を受ける、②独立行政法人の公法人としての性質に鑑み、国、地方公共団体と並列して規定すべき条項において、独立行政法人の規定を欠いているという不備がある。そこで、行政機関個人情報保護法及び他の地方公共団体の条例を参考に、独立行政法人に関する規定漏れを補うことにした。

対象条文

| 改正後     | 改正前       |
|---------|-----------|
| 第2条第6項  | 第2条第2号    |
| 第6条第1項  | 第7条第1項    |
| 第25条第1項 | 第20条の2第1項 |

### (2) 検討

独立行政法人の性質を踏まえた改正であり、行政機関個人情報保護法等の制度との整合性の観点からも適当と認める。

## 7 「(6) その他」関係

### (1) 改正の趣旨

行政情報の定義(補助的文書)にかかる改正について、総務部総務課文書法制係は次のように説明する。

当町の情報公開条例ハンドブックでは、会議録等を作成するために一時的に作成した録音データ等は、組織として共用する予定のない個人的メモにあたり、行政情報に該当しないと解釈しており、個人情報保護条例においても同様であると解釈している。

しかし、昨年、川崎市教育委員会に対し、会議録の作成の際に使用された録音データについて情報公開請求がされ、教育委員会は、情報公開請求の対象となる行政文書にあたらないとして開示請求を拒否する決定をしたが、この決定を不服として審査請求があり、同市情報公開審査会は、①行政文書から除かれる旨の明文がないこと、②録音データの組織的利用の実態があることから開示すべき旨の答申をした。

当町は、この答申を受けて、「会議録等を作成するための録音データ等は、会議録等を作成した後で削除する予定のものであるが、情報公開請求(個人情報開示請求)があった場合に備えて録音データ等を数年単位で保存しておかなければならない」とすると、磁気ディスク等の容量の圧迫等文書管理に支障をきたすことになる。そのような事態を防ぐには、明文の規定を以て録音データ等が行政情報に該当しないことを明示すべきである。」と判断し、

第2条第2項第3号の規定を置くことにした。

なお、情報公開条例においても同様の規定を追加する予定である。すなわち、行政機関個人情報保護法は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）との整合性を意識して制定されたことに鑑みれば、個人情報保護条例と情報公開条例の内容は、整合性がとれていることが望ましく、この度の条例改正においても、両条例を同時期に改正し、整合性を図るのが相当であると考えられる。したがって、情報公開請求、個人情報開示請求等の対象を画定する「行政情報」の定義のように、両条例で整合性を図る必要がある規定については、同時に改正する。

対象条文

| 改正後       | 改正前 |
|-----------|-----|
| 第2条第2項第3号 | 新設  |

## （２）検討

この改正点は、情報公開条例と共通する問題であり、両条例の同時改正を前提とした諮問である。

録音データ等補助的文書の取扱いについては、最近国政レベルで生じた問題事案に関連して、むしろこれまで以上に保存し、公開する必要性が指摘されているところであり、慎重な検討を要する。しかも情報公開制度の根幹ともいえるべき対象情報の範囲の見直しであるから、情報公開条例の改正として、パブリックコメント、情報公開審査会への諮問等の手続きを経るべきものである。

したがって、今般の諮問にかかる改正の一環として、かかる改正をすることについては、不適切といわざるを得ない。

## 8 付言

本件諮問に先立って、予定されている改正内容についてパブリックコメントが実施された。しかし、その際の条例改正内容の説明は不十分といわざるを得ない。例えば、個人情報保護法改正に伴う条例改正点については、非識別加工情報の規定を導入しないことは触れられていないが、これは導入するとしてもしないとしても大きな政策的論点であり、導入しないことによるデメリットも考えられることであるから、言及すべきであった。また、条例の基本的な姿勢にかかわる目的規定の改正や、権利行使の範囲に影響を与える可能性のある補助的文書の適用除外についてパブリックコメントで触れられていないことも妥当性を欠くものである。

今後、条例改正に関するパブリックコメントの実施にあたっては、わかりやすい表現とすることに配慮しつつ、改正内容やその趣旨が十分理解できるよう、いっそう工夫されることを希望する。